

## 第18回市川市景観賞候補者活動概要

### 候補者

- No. 1 行徳・南行徳地区の歴史・伝統の継承及び啓蒙啓発活動  
啓発部門（景観賞表彰要綱第3条第2号に該当）
  
- No. 2 関東山 徳蔵寺  
建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第6号に該当）
  
- No. 3 アバナイズ市川 菅野五丁目景観協定区域のまちづくり  
建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第1号・第5号・第6号に該当）
  
- No. 4 プロセニアム 稲荷木一丁目景観協定区域のまちづくり  
建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第1号・第5号・第6号に該当）
  
- No. 5 ミライネス市川2 北国分四丁目景観協定区域のまちづくり  
建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第1号・第5号・第6号に該当）

### 「市川市景観賞表彰要綱」（抜粋）

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市における良好な景観の形成に顕著な功績のあったものに対して行う。

- 1号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項に規定する景観協定等の策定等に主体的に参画したこと。
- 2号 主体的に、良好な景観の形成に関する研修、催物その他の啓発活動を行い、又は参画し、良好な景観の形成に関する市民の意識の高揚に寄与したこと。
- 3号 5年以上にわたり、良好な景観を構成する建造物又は樹木を適切に保全又は管理を行っていること。
- 4号 5年以上にわたり、自主的かつ積極的に地域の清掃又は草花の植栽その他街並み又は自然の景観を保全する活動を行っていること。
- 5号 地域の特性及び周辺の環境に十分配慮して、街並みの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行ったこと。
- 6号 地域の特性及び周辺の環境に十分配慮して、建造物の建築等又は当該建築等に係る計画若しくは設計を行ったこと。
- 7号 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる活動を行ったこと。

候補者NO. 1

対象活動	行徳・南行徳地区の歴史・伝統の継承及び啓蒙啓発活動	自薦
要綱箇所	啓発部門（景観賞表彰要綱第3条第2号に該当）	
具体的な内容	<p>◇概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体：行徳郷土文化懇話会</li> <li>・活動場所：本行徳</li> <li>・活動内容：歴史的景観に関する意識向上や文化の継承等を目的として、以下のイベントを開催している。</li> </ul> <p>① 33か所観音札所巡り</p> <p>「33か所観音札所巡り」は、1690年頃に、江戸町民の信仰と物見遊山<sup>ものみゆさん</sup>(※)を兼ねた日帰り旅行として流行したものである。明治以降に一度は衰えたが、昭和59年に、市制50周年を記念して当会が復活させ、それ以降毎年開催している。参加者は、行徳近辺の札所を、3日間に分けて徒歩で回り、案内人や住職から、文化や歴史について話を聴くことができる。近隣住民や近年引っ越してきた方など、30代から60代まで幅広い世代が参加し、地域交流の場として機能している。(写真1、2)</p> <p>② 塩・海苔づくりの体験会実施</p> <p>かつて行徳で栄えていた文化を伝えるため、海水から塩を作るイベントや、漁師の協力のもと、従来使われていた道具を使用して海苔を作るイベントを開催している。両イベントともに、子供主体を想定していたが、大人にも好評であった。新型コロナウイルスの影響により、実施回数はまだ少ないが、今後は定期的で開催する予定である。(写真3、4)</p> <p>③ 行文懇講座の開催</p> <p>行徳の文化、歴史を学ぶことを目的とした講座を開催している。講師を招いた座学に加え、ディスカッション形式による時間も設けることで、昔を知る参加者から、教科書等には載っていない街の歴史を聴くことができる講座となっている。(写真5)</p> <p>④ 「もしおぐさ」の復刊（行徳文化郷土懇話会の会報誌）</p> <p>行徳文化郷土懇話会の活動レポートを中心に、会員が調べた行徳の歴史などを掲載した会報誌「もしおぐさ」を、約30年ぶりに復刊した。(2023年12月) 将来、歴史的な資料として図書館への寄贈を目標に、今後は毎年発行する予定である。(写真6)</p> <p>【まとめ】</p> <p>行徳の文化や歴史を次世代につなげていきたいとの強い思いから、様々なイベントを開催している。これらのイベントを通じて、行徳地域特有の歴史的景観への関心が高まることが期待される。</p>	



写真1



写真2

令和6年度開催、先着50人の応募者が参加



写真3



写真4

当時の道具を使った海苔づくり体験



写真5

行文懇講座



写真6

もしおぐさ

※物見遊山…気晴らしにさまざまなところを見物したり、遊びに出かけたりすること。

候補者NO. 2

対象活動	関東山 徳蔵寺	他薦
要綱箇所	建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第6号に該当）	
具体的な内容	<p>◇概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築場所： 関ヶ島8-10</li> <li>・規模・構造等：約800坪、主に木造</li> <li>・活動内容：今ある建物や古い建築物の造りを大事にし、長く地域に親しまれる寺社を継続的に整備している。</li> </ul> <p>【徳蔵寺の歴史・特徴】</p> <p>天正3年（1575年）に小岩の善養寺の僧が始め、昭和30年に近くの宝性寺が合併されて現在の徳蔵寺となった。歴史的古道である権現道の東の入口に当たり、街歩きの起点となる重要な位置に立地している。</p> <p>【整備状況】</p> <p>本堂は昭和56年に落慶した（※1）（写真1）。旧本堂に施されていた神輿職人による彫刻が移設されており、「神輿の町＝行徳」の文化を体感できるものとなっている（写真2）。住職の話によると、本堂を時代的な流れで鉄骨造りにしたものの、木造建築への憧れが木造の伽藍整備に力を入れるきっかけとなったとのことで、本堂以外は全て木造建築となっている。</p> <p>平成7年に落慶された不動堂は、宝性寺本尊であった五大尊を安置し、方形造となっている。（写真3）</p> <p>平成15年には、本瓦葺の山門を建築した。その際には、山門との調和に配慮し、ブロック塀から築地塀を模した塀に作り替えることで、より趣ある景観が生み出された。（写真4）</p> <p>平成28年に整備された鐘楼堂は、格式が高いとされる袴腰付きの鐘楼である。</p> <p>今年、真言宗の歴史的書物が保存される経蔵を整備した。その際、本堂の前に建つ鐘楼堂と経蔵とを一对の配置とした。（写真5）七堂伽藍（※2）を念頭に整備しており、本堂前に1対の堂を配置する古代寺院の伽藍を意識したものとのこと。</p> <p>鉄筋コンクリート造の寺やブロック塀の外構が増える中であって、木造での建物整備や昔ながらの造りを採用するなどし、近隣住民等が歴史や文化を感じられる空間になっている。</p> <p>【地域との関わり】</p> <p>散歩途中でお参りに来る方、小学生の町探検など、近隣住民に親しまれている他、仏画教室には、市内だけでなく、市外県外からの参加者もいる。</p> <p>また、約35年前に境内で行った大晦日イベントを機に、年末年始にも多くの人が集まるようになり、近年は300名近くの参拝者が訪れている。</p>	



本堂



後藤神輿の職人が施した装飾  
(左下) 花飾りは山門に設置



不動堂  
(毎月護摩が行われている)



山門、築地塀を模した塀



対になっている経蔵(奥)と鐘楼堂(手前)



水盤舎(地元工務店が昭和51年に整備)

※1 落慶・・・寺社などの新築、修理の完成。  
 ※2 七堂伽藍・・・7つの堂や塔がある大きな寺院のこと。

候補者NO. 3

対象活動	アバナイズ市川 菅野五丁目景観協定区域のまちづくり	自薦
要綱箇所	建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第1号・第5号・第6号に該当）	
具体的な内容	<p>◇概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域：菅野五丁目1596-4他</li> <li>・事業面積：641.60平方メートル</li> <li>・宅地分譲：5戸</li> <li>・活動内容：景観協定区域のまちづくり</li> </ul> <p>【コンセプト】 自然と歴史の残る菅野における、緑に囲まれた新たな住居の街並みの創出</p> <p>【配置・外観デザイン】 本区域は、市川市景観計画の「自然と歴史の住宅地ゾーン」に該当しており、周囲の緑や敷地内の植栽が映えるよう、外壁等は白をベースとし、木目調や石目調のアースカラーが採用されている。 景観協定により道路境界から1メートル以内は工作物を設置不可とし、限られた区域の中で、ゆとりある空間作りが意識されている。(写真1) 周囲に圧迫感を与えることなく視覚的・感覚的に境界を生み出すとともに、植栽や外壁色を引き締める効果を意図して、黒の門型フレームが設けられている。(写真2)</p> <p>【緑化計画】 風致地区であることから、他の住宅地に比べて緑化に力を入れ、緑地率は当初の予定よりも多い15から17パーセントを確保している。 区域内外ともに緑を感じることができるよう、住戸ごとに中木を2本以上植栽することをルール化している。また、樹木で視界を遮ることで、プライバシーを守り、快適に安心して住むことができる街を目指している。(写真5、6) シマトネリコ等の植栽は、山採りの樹木を取り寄せており、移植後に剪定が困難なほど伸びることがないようにある程度成長したものとすることで、メンテナンスのしやすさに配慮されている。(写真5)</p> <p>【地域貢献等】 10月頃を目安に、街びらきのイベントを行い、それ以降も定期的に剪定などメンテナンスに関するフォローを実施する予定である。これらのイベントを行うことにより、住民に樹木の手入れ方法を覚えてもらうとともに、住民間のコミュニティ形成や景観を守っていく意識の醸成が図られることが期待される。</p>	



緑が映える外壁と、ゆとりのある街並



敷地内より



住民が集える広さのスペース



写真4



分譲地のエントランスは、周囲の緑も取り込みながら緑のゲートを演出



写真6

候補者NO. 4

対象活動	プロセニウム 稲荷木一丁目景観協定区域のまちづくり	自薦
要綱箇所	建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第1号・第5号・第6号に該当）	
具体的な内容	<p>◇概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域： 稲荷木1丁目400-3他</li> <li>・事業面積： 2023.51㎡</li> <li>・宅地分譲： 16戸</li> <li>・活動内容： 景観協定区域のまちづくり</li> </ul> <p>【コンセプト】 邸宅の高級感を背景に道際の緑を楽しむ</p> <p>【配置・外観デザイン】 周辺は3階建ての建物が多い中で、2階建ての建物とすることで、ゆとりある空間を意識した計画としている。また、壁面を後退させたスペースに植栽を設けることで圧迫感の軽減を図っている。（写真1） 幹線道路沿いであるため、区域の外側に対してはクローズドに暗めの色彩を使用し、内側では交流が生まれるように外壁は明るめの色彩にする工夫がされている。また、住民間のコミュニティ形成が図られやすいように、住宅地の内側は広場としても使えるようにスペースが設けられている。（写真2、3） リズム感を演出するため、外壁に凹凸をつけた陰影のあるデザインを採用しており、区域内道路についても、凹凸のある石畳風とし、高級感のあるデザインにすることで、街の価値が高まるような雰囲気づくりを意識している。（写真5）</p> <p>【緑化計画】 緑視率<sup>りょくしりつ</sup>を重視することで、外からでも緑が綺麗に見えるよう配慮している。（写真5） また、樹種については、植栽を行う最適な時期も考慮の上、専門家が全体のバランスを加味して選別している。さらに、ある程度育った木を植えることで、住民による手入れの負担の軽減を図っており、安定した緑地の確保へ向けた仕組みとしている。</p> <p>【地域貢献等】 住民参加のワークショップなどの開催については未定だが、入居者が揃い次第、開催していく予定である。 住民が主体となって景観街づくりに参加できるよう、木の剪定の仕方などをフォローアップしていくことで、現在の景観が守られ、幹線道路沿いにある住宅地として、多くの人の見本となる住宅地になっていくことが期待できる。</p>	

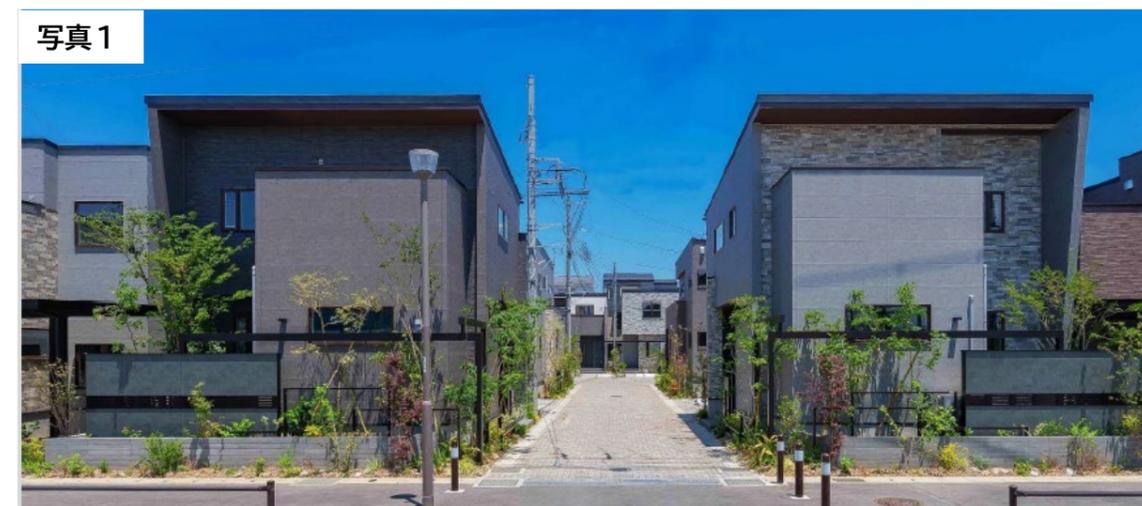


写真1 シンメトリーを意識した配置で、門のようなデザイン



写真2



写真3

写真2、3 明るい色彩の外観と、住民が広場として使用できるスペース



写真4



写真5

写真4、5 道路沿いは、リズムカルな凹凸があるデザインと、緑も豊富

候補者NO. 5

対象活動	ミライネス市川2 北国分四丁目景観協定区域のまちづくり	自薦
要綱箇所	建築・まちなみ部門（景観賞表彰要綱第3条第1号・第5号・第6号に該当）	
具体的な内容	<p>◇概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容： 景観協定区域のまちづくり</li> <li>・事業区域： 北国分4丁目2719-1</li> <li>事業面積： 7305.72㎡</li> <li>宅地分譲： 37戸</li> </ul> <p>【コンセプト】 健康とエコを支える未来の性能</p> <p>【配置・外観デザイン】 木陰の確保や各住戸へのシェードの設置により、暑さの快適性の向上に努めることで環境への配慮もされている。(写真1) また、北側の区域内道路に接する外壁のセットバックと、建物の配置を合わせることで、道路が広く感じられ、ゆとりのある街並みを創出している。(写真2)</p> <p>【緑化計画】 北国分第2緑地と面している通り沿いに植栽を配置し、区域内から緑地へのフットパスを設けるなど、緑の連続性に配慮している。(写真4から5) 安定した緑の確保と、住民による剪定の負担軽減を図るため、ある程度育った樹木が植えられている。</p> <p>【地域貢献等】 区域内の道路沿いに木陰を作る設計により、夏でも外で過ごしやすい工夫がなされている。この工夫により、外で過ごす機会が増え、家族や近隣住民との積極的なコミュニケーションが図られる等、地域コミュニティの形成に繋がるものと考えられる。 また、秋ごろには、植栽セミナーと一緒にプランターの組み立てや活用に関するセミナーの開催が計画されている。そこでは「食べれる植栽（エディブルウェイ）」を導入し、プランターの配布なども行う予定である。 今後も、住民の景観への意識醸成が図られ、隣接する緑地へ繋がる道路沿いの緑を代表とした、ゆとりある街並み景観が形成され続けることが期待できる。</p>	



シェードと植栽で影が作られる



セットバックにより、ゆとりを感じられる街並

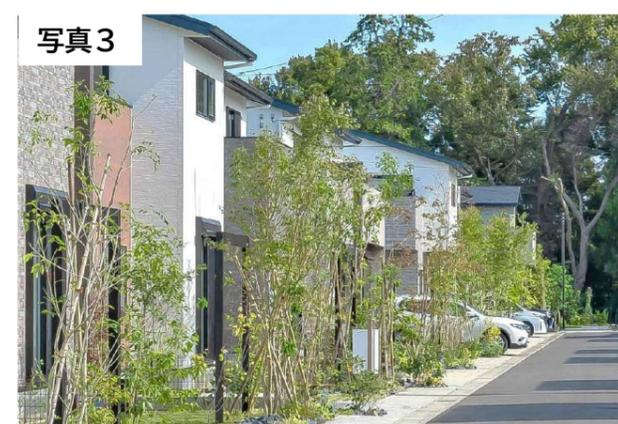


写真3



写真4

緑の連続性を感じられる植栽



写真5



住宅地の東側より、北国分第2緑地へつながっている